主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人らの上告趣意は、違憲をいうが、公職選挙法一四六条は憲法二一条に違反するものでないことは、すでに大法廷判決(昭和二八年(あ)三一四七号同三〇年四月六日言渡)の示したとおりであつて、論旨は採るを得ない。

よつて刑訴四〇八条、により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年八月一八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	λ	江	俊	郎